

平成30年度自動車税課税免除申請のお知らせ

平成30年4月1日から、新たに放課後等デイサービス等の事業が自動車税の課税免除の対象となりました。申請を希望される方は、必要な書類を添付して、申請受付期間内に、管轄の府税事務所等まで提出してください。

※申請をいただいた場合でも、使用状況や運行状況等から課税免除に該当しない場合がありますので、ご了承ください。

1. 課税免除の対象について

(1) 対象となる法人

特定非営利 活動法人	公益社団法人	公益財団法人
---------------	--------	--------

※社会福祉法人については、既に課税免除の対象法人です。課税免除の要件や申請に必要な書類が別途定められていますので、詳しくは管轄の府税事務所等（4. 各府税事務所等への問合せ先を参照）までお問合せください。

(2) 対象となる事業（以下、「障がい福祉サービス等」という。）

① 障害者総合支援法に基づくもの

生活介護	短期入所	自立訓練
就労移行支援	就労継続支援	地域活動支援センター

② 児童福祉法に基づくもの

児童発達支援	医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス
--------	---------------	----------------

(3) 対象となる自動車

上記（1）及び（2）の要件を満たし、障がい福祉サービス等の利用者の送迎等のために使用している自動車

2. 申請受付期間 ※平成30年4月1日以降の取扱いです。

(1) 4月1日現在、課税免除要件に該当している場合

申請期限：平成30年4月2日（月）から

平成30年4月10日（火）まで

※平成30年4月10日消印有効

※申請受付期限を過ぎた場合、当該年度の課税免除は受けることができませんので、ご注意ください。

※申請受付期間前に書類を提出していただいても受付けすることができませんので、ご注意ください。

(2) 4月1日後に課税免除要件に該当することとなった場合

	新たに自動車を 取得する場合	4月1日後に要件に該当す ることとなった場合
申請期限	登録の日から10日以内	その事由に該当すること となった日から10日以内
申請書等の 提出場所	大阪自動車税事務所 各分室	最寄りの府税事務所

3. 申請に必要な書類

□①自動車税課税免除承認申請書

- ・申請する自動車1台ごとに1枚の申請書を作成してください。
- ・申請理由欄には、実際に当該自動車を使用する施設名及び、
具体的な使用目的を記入してください。

□②自動車検査証（写し）

□③運行状況が確認できるもの

- ・運行日誌、運行計画表または運行経路図の写しを提出
してください。

□④自動車の写真

- ・前・後・ななめ全体で、直近1か月以内の日付が確認できる
写真を提出してください。

□⑤定款の写し

□⑥指定通知書等、障がい福祉サービス等の事業者

であることが確認できる書面の写し

4. 各府税事務所等への問合せ先

（1）すでに自動車を所有している場合

各府税事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当地域
中央	☎06 (6941) 7951 FAX 06 (6941) 7934	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 (大阪府新別館北館)	中央区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区、都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区
なにわ北	☎06 (6362) 8611 FAX 06 (6362) 6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	北区、淀川区、東淀川区
なにわ南	☎06 (6775) 1414 FAX 06 (6775) 1362	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号(大阪府夕陽丘庁舎内)	天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
三島	☎072 (627) 1121 FAX 072 (627) 1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号(三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	☎072 (752) 4111 FAX 072 (752) 4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号(池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	☎072 (238) 7221 FAX 072 (222) 6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	☎072 (439) 3601 FAX 072 (439) 3706	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号(泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	☎0721 (25) 1131 FAX 0721 (25) 2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号(南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	☎06 (6789) 1221 FAX 06 (6789) 7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	☎072 (844) 1331 FAX 072 (846) 3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号(北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

（2）新たに自動車を取得する場合

大阪自動車税事務所	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当地域
寝屋川分室	☎072 (823) 1801 FAX 072 (820) 1143	572-0846	寝屋川市高宮栄町13番2号	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町 (大阪ナンバー該当区域)
和泉分室	☎0725 (41) 1327 FAX 0725 (43) 4541	594-0011	和泉市上代町	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村 (和泉・堺ナンバー該当区域)
なにわ分室	☎06 (6612) 7251 FAX 06 (6613) 6077	559-0031	大阪市住之江区南港東3丁目1番14号	大阪市 (なにわナンバー該当区域)

※上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。